

久保 親志

歴史的瞬間「障害者権利条約」が発効

世界中すべての人に普遍的人権の実現をもたらす「障害者権利条約」が、2008年5月3日、法的効力を発生しました。既に4月3日、エクアドルが批准したことで、効力発生要件である計20カ国の批准を満たした為です。条約締結国は、差別をなくし、教育や雇用などあらゆる分野で障害のある人に障害のない人と同等の権利を保障する義務を負います。

国連によると、現在までに日本を含めて127カ国が署名し、これまでに25カ国が批准しています。アジアではインドやバングラデシュが批准しています。また、潘基文（パン・ギムン）国連事務総長は、「これは、すべての人のための完全にインクルーシブな社会の創造に向けて、すべての人の普遍的な人権の実現を追求している私たちにとって、歴史的瞬間です。」と発効を歓迎する声明を発表しています。私も同感です。何故ならば、「障害のある人」の権利を保障することは「障害のない人」の権利も保障することになるからです。

日本政府も昨年9月に署名し、現在は批准に向けて外務省や法務省、警察庁など9省庁で構成する「障害者権利条約にかかわる対応推進チーム」を発足させ準備作業を進めていることは前にも述べました。条約の批准は当然ですが、政府にいま求められているのは、ただ単に批准さえすれば良いとする態度ではなく、障害者の権利保障をうたった条約に違反するような法律や政令、条例などを早急に改正・修正することが重要な課題なのです。

一方、私たち障害者市民と障害者関係団体も、権利条約の「政府仮訳」のすべての問題点を検証し、政府に修正を求めて行くことが大切です。続いて、「政府公定訳」作成の場を設けることが必要となります。最終的には、政府が翻訳した「公定訳」と「正文」を見ながら条約の締結を承認するかどうかについて国会で議論することになります。国会で承認を得ることになる政府の公定訳に、私たちの意見が取り入れられることが大切です。権利条約をお飾りにしないためにも、その議論と意思決定過程において、障害者市民及び障害者関係団体の参加を保障する運動が必要だと考えます。

権利条約の目的について

それでは、「前文」に続き、第1条「目的」の条文を読んで解釈してみましょう。この条文は条約の制度趣旨と目的を基本的に示した文章です。

「この条約は、障害のあるすべての人によるすべての人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し及び確保すること、並びに障害のある人の固有の尊厳の尊

重を促進することを目的とする。

障害〔ディスアビリティ〕のある人には、長期の身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害〔インペアメント〕のある人を含む。これらの機能障害は、種々の障壁と相互に作用することにより、これらの機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げることがある。」（川島聡・長瀬修 仮訳 2007年10月29日付から引用）

21世紀は、「人権の世紀」と呼ばれています。正に、今世紀最初の人権条約である「障害者権利条約」の目的は、人権保障の国際的合意点を示しています。

前段は、すべての人に保障されるべき、普遍的な人権と基本的自由を、障害のある人に対して差別なく完全かつ平等に享有することを提起しています。すべての分野において、「障害にもとづく差別」を禁止し、固有の尊重を促進するために、締結国が適切な行動をとることが義務付けられています。

後段は、「障害」や「障害のある人」を、体のどこかに機能障害「インペアメント」があり、そのことと社会の障壁との相互作用によって、社会参加に制約を受ける人を障害者なのだという考え方、つまり障害は個人ではなく社会にあるとする「社会モデル」を明確に規定しています。わが国の「障害者基本法」などにおける、障害者の定義より広がっていると思います。（つづく）

参考文献「東俊裕・監、DPI日本会議・編『障害者の権利条約でこう変わる Q&A』解放出版社、編集代表・奥脇直也『国際条約集 2008年版』有斐閣」